

地理的表示(GI)と地域団体商標

難易度
初級

～酒類・GAPを含めた農林水産物の地域ブランドについて～

2020年5月22日(金) 14:00～17:00

講師

高原 千鶴子 氏

高原特許商標事務所 所長・弁理士
JGAP 指導員



◆日本には、地域で長年育まれた自然条件や歴史・伝統と結びついた特徴を有する、いわゆる「地域ブランド産品」が数多くあり、この伝統的な地域ブランドを保護する制度としては、主に「地理的表示(GI)保護制度」と「地域団体商標制度」があります。

◆これら両制度は、「地名+商品名等」で構成されるものが多いことや、産品や商品に付す名称を保護するという共通点から、非常に似通った制度ではないかという印象を受ける方がいるかと思いますが、実際は、保護対象が全く異なる制度です。そして、この相違点が、GIと地域団体商標の登録要件、申請(出願)手続き、権利維持の方法、及び、海外での保護並びに不正使用への対抗等に違いをみせています。

◆本研修は、両制度の比較・活用・効果、GIと地域団体商標のどちらが利用し易いか等に触れ、併せて、酒類の地理的表示及びGAP認証の保護についても言及します。

アジェンダ

1. 地域ブランド商標とは
①地理的表示(GI) ②地域団体商標 ③地域名(銀座、北海道美瑛等)
2. 地理的表示(GI)と地域団体商標の比較
①登録名称 ②主たる登録要件 ③申請方法 ④審査 ⑤費用 ⑥保護期間等
3. GIと地域団体商標の登録事例と登録後の活用及び効果
①地理的表示(GI): あおもりカシス、すんき、水戸の柔甘ねぎ
②地域団体商標: 今治タオル、能登井、豊岡鞆、琉球びんがた
4. 地理的表示(GI)と地域団体商標、どちらが利用し易いか
5. 酒類の地理的表示
①壱岐 ②球磨 ③琉球 ④薩摩 ⑤白山 ⑥山梨 ⑦日本酒 ⑧山形 ⑨北海道 ⑩灘五郷
6. GAPの目的と意義及び導入事例

◇本講座は、農業関連や、食品関連の業務に携わる方など、広く、農林水産物の地域ブランドに興味のある方にとって、半日でGI、地域団体商標、酒類、GAPの関係性を理解できる、お勧めの講座です。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆受講料 会員9,000円・一般10,500円 (※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)